

令和4年10月14日

令和4年度（第76期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

司法修習生の兼業（答案添削等のアルバイト）について

（事務連絡）

司法修習生は、修習期間中、修習に専念すべき義務を負っており、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができないとされ、兼職・兼業が原則として禁止されています（裁判所法67条2項、司法修習生に関する規則2条）。

もっとも、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において、財産上の利益を目的とする業務のうち、答案添削及び採点、授業の講師及び教材作成その他教育の活動並びにこれらに関連する業務（ただし、自営として行う場合を除く。以下「対象業務」という。）については、休日等に行う限りにおいて、兼業を許可しても差し支えない場合が多いと考えられることから、この点に関する兼業禁止の取扱いが緩和されています。

については、司法修習中に対象業務を行おうとする場合には、事前に別添の申請書式を利用するなどして、兼業許可申請書を司法研修所事務局企画第二課調査係宛てに提出する方法（ただし、配属庁会における実務修習中はその配属庁会の司法修習事務担当者宛てに提出する方法）により申請の上、最高裁判所の許可を得てください。

なお、許否の判断にはある程度の期間を要するため、十分な余裕を持って申請してください。

おって、問合せ先は、司法研修所事務局企画第二課調査係ですが、対象業務以外の業務の兼業についての問合せ先は、最高裁判所事務総局人事局任用課試験係です。

(問合せ先)

司法研修所事務局企画第二課調査係

住所 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

電話 048 (460) 2045 (直通)

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

住所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

電話 03 (4233) 5352 (直通)

## 兼業許可申請書

最高裁判所 御中 令和 年 月 日	申請人	住所	〒 -		
		電話	( )		
		ふりがな	修習地	組	番号
氏名					

添付書類

 求人票写し  労働条件通知書(案)写し又は契約書(案)

下記の内容について、兼業の許可を申請します。

なお、兼業が許可された場合は、業務に従事するに当たり、修習専念義務を遵守することを誓います。

1 雇用主	住所	〒 -	電話	( )
	名称			
2 業務内容等	<input type="checkbox"/> 講義・ゼミの講師 <input type="checkbox"/> 教材作成 <input type="checkbox"/> 答案添削・採点 <input type="checkbox"/> その他( )			
	(具体的な業務内容・業務量等を記載してください。)			
3 雇用条件等	(1) 雇用期間	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日(□許可され次第) ~ 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他(具体的な雇用期間等を記載してください。)		
	(2) 従事場所	<input type="checkbox"/> 上記1の雇用主住所に同じ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他(具体的な従事場所等を記載してください。)		
	(3) 業務従事時間等	<input type="checkbox"/> 休日のみ <input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 休日・平日の両方 (具体的に業務に従事する(見込みの)曜日・時間等を記載してください。)		
	(4) 報酬	1か月当たりの報酬(見込み)額 _____ 円  <input type="checkbox"/> 時給 _____ 円 <input type="checkbox"/> 日給 _____ 円 <input type="checkbox"/> 答案添削・採点等の場合 <input type="checkbox"/> その他(具体的な事情等を記載してください。) 1通常たり _____ 円		

※ この申請書に書ききれない場合には、適宜「別紙」を利用するなどしてください。

※ 許否の判断には、ある程度の期間を要するため、雇用の開始までに十分な余裕を持って申請してください。